

大分県高齢者福祉課

平成 25 年 12 月 20 日発行

O I T A かいごだより



【目次】

- はじめまして
- 介護保険制度の改正について
- 身体拘束廃止に向けて
- 事業所・施設の更新について
- 介護職員処遇改善加算について
- 介護保険最新情報について
- ノロウイルスにご注意ください

●はじめまして

大分県では介護保険事業を営む皆様に、介護保険に関する様々な情報をお伝えするため、「OITA かいごだより」を創刊しました。

介護保険制度の改正動向や感染症対策など、タイムリーな情報を随時お伝えしていきたいと考えています。

発行は不定期で、県が指定した事業所・施設向けに送付します。

メールでの配信のほか、ホームページにも掲載しますので是非ご覧ください。

●介護保険制度の改正について

平成 27 年度からの介護保険制度改正に向けて現在、厚生労働省の社会保障審議会で議論が行われています。

「介護保険部会」では制度全般、「介護給付費分科会」では介護報酬に関することが話し合われています。

各会議の資料を見ていくことで、議論の推移を確認できます。

厚生労働省の下記のホームページに資料が掲載されていますのでご覧ください。

■【ホームページ】介護保険部会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000008f07.html#shingi126734>

■【ホームページ】介護給付費分科会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000008f07.html#shingi126698>

【発行元】大分県高齢者福祉課 介護サービス事業班

TEL:097-506-2684

●身体拘束廃止に向けて

介護保険施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホームについてはそれぞれの法令で、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、「身体拘束その他利用者の行動を制限する行為」が禁じられています。

緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は高齢者虐待（身体的虐待）になります。

ところで、みなさんは「利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合」の**2つの判断基準**をご存じでしょうか。

【「緊急やむを得ない」場合の判断基準】

- ① 「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3つの要件を満たし
- ② 上記3要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている

判断基準②の実際の手続きがあいまいなまま安易に身体拘束を行っているケースが見受けられます。

大分県では、「緊急やむを得ず」身体拘束を行う場合の考え方をホームページに掲載していますので、この機会に是非ご一読いただき、事業所・施設での取り扱いを見直してみてください！！

- 【ホームページ】「緊急やむを得ず」身体拘束を実施する場合の留意点

<http://www.pref.oita.jp/site/144/shintaikosoku.html>

●事業所・施設の更新について

介護保険法に基づき指定を受けた上記事業所については、平成18年4月1日から6年ごとの更新制度が設けられ、各事業所・施設は有効期間満了日一月前までに指定更新申請を行うこととなっています。

平成26年5月1日から平成27年4月30日の間に有効期間が到来する事業所・施設の一覧を大分県のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

- 【ホームページ】平成26年度の介護保険施設・事業所の更新申請手続きについて

<http://www.pref.oita.jp/site/144/koushin26.html>

●介護職員処遇改善加算について

平成26年4月サービス分から平成27年3月分までの介護職員処遇改善加算を受給したい事業所・施設は、**平成26年2月14日（金）までに郵送**で必要書類を提出してください。
詳細は下記のホームページをご覧ください。

- 【ホームページ】平成26年度介護職員処遇改善加算を算定予定の皆様へ
<http://www.pref.oita.jp/site/144/25syogouukaizenkeikakusyo.html>

●介護保険最新情報について

厚生労働省が発行する「介護保険最新情報（平成25年度発行分以降）」を大分県のホームページに掲載しています。
介護保険に関する最新の情報が掲載されていますので、随時ご確認ください。

- 【ホームページ】介護保険最新情報
<http://www.pref.oita.jp/site/144/list10357-23292.html>

●ノロウイルスにご注意ください

大分県では平成25年11月27日、平成25年12月4日、平成25年12月11日に平成25年度ノロウイルス食中毒注意報を発令しました。

現在、県内の感染性胃腸炎の患者数が急増しており、ノロウイルス食中毒の発生しやすい状況が続いています。

ノロウイルスは11月から3月の冬場に発生することが多く、感染力が強いため少量でも感染します。福祉施設などの集団生活の場では、感染を引き起こしやすく、注意が必要です。

特に、高齢者など体力の弱い方の場合、脱水症や嘔吐物による窒息に注意が必要です。

大分県では、ノロウイルス予防のためのパンフレットをホームページに掲載していますので、施設でのノロウイルス予防にお役立てください。

- 【ホームページ】ノロウイルス注意法発令中！
<http://www.pref.oita.jp/site/suishin/noro.html>